

生産物分類の検討について

- 1 総務省政策統括官室では、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定）において、サービス分野を含め経済・産業構造の現状を的確に把握するため、用途の類似性による基準を指向した生産物分類を整備することとされていることを踏まえ、「生産物分類策定研究会」（座長：宮川幸三立正大学教授）を開催し、関係府省の協力を得て、その策定のため検討。
- 2 来年度末までに、サービス分野（F 電気・ガス・熱供給・水道業など 12 分野）の生産物分類の策定を目指して、昨年 5 月以降研究会を 8 回開催。
- 3 これまでの検討状況
 - (1) 「生産物分類策定の基本的な考え方について」を決定（10 月）。
 - ア 生産物分類の目的は、GDP 統計の精度向上を図るための産業連関表の SUT 体系への移行に向けた基盤整備等
 - イ 生産物は、「経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスであり、国内又は国際的な取引の対象となり得るすべてのもの及びストックに組み入れることができるすべてのものを含む。（政府サービス、企業内取引（本社サービス、自家輸送等）、自己勘定総固定資本形成は個別に検討）
 - ウ 分類基準については、主に用途の類似性に着目して分類。生産物の需要先、生産物の代替性を考慮。
 - エ 平成 31 年 3 月までに、サービス分野の生産物分類を決定（政策統括官決定とする方向で検討）
 - (2) 11 月以降に、各分野の検討を開始。
 - L 学術研究，専門・技術サービス業（平成 29 年 11 月、平成 30 年 1 月）
 - H 運輸業、郵便業（平成 29 年 12 月）
 - M 宿泊業，飲食サービス業（平成 30 年 1 月）以降も、各分野ごとに毎月 1 回程度開催し検討